

# 「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告（案）」に対する 意見

## 1. 意見提出者 連絡先

会社名及び団体名	NPO法人地球環境と大気汚染を考える全国市民会議
所属	専務理事
氏名	早川光俊
会社及び団体所在地	大阪府中央区本町2-1-19-470
電話番号	06-6910-6301
メールアドレス	<a href="mailto:office@casa.bnet.jp">office@casa.bnet.jp</a>

## 2. 提出意見内容

該当箇所 (ページ、タイトル、行数等)	意見内容
全体	<p>気温上昇幅を工業化以前（1850年頃）から2℃未満に抑えなければ、地球規模の回復不可能な環境破壊により人類の健全な生存が脅かされる可能性がある。残された時間は少なく、IPCC第4次評価報告書や「気候変動の経済学」の警告を踏まえるなら、工業化以前からの気温上昇を2℃未満にすることを長期的な目標とし、それに向けて京都議定書の第1約束期間の削減義務を確実に達成できる政策と措置及び中長期的な削減を見通した実効性のある政策を速やかに立案、実行すべきである。</p> <p>ところが「中間報告（案）」は、こうした危機感や責任感に乏しく、また6%削減すら確実に実行できるものになっていない。また、「京都議定書の6%削減約束の達成のためには、追加的な対策・施策の導入が不可欠である」ことを認めながら、効果的な「追加的な対策・施策」はまったく提案されていない。</p> <p>日本経団連の環境自主行動計画の抜本的な改革・強化、キャップ&amp;トレード型の国内排出量取引制度や環境税（炭素税）、自然エネルギーの導入策などの導入を直ちに実施すべきである。国内排出量取引制度や環境税（炭素税）などの経済的手法は、短期的には京都議定書の目標達成、長期的には日本を低炭素社会へと構造変革を促す制度であり、直ちに導入を決定し、制度設計にとりかかるべきである。</p> <p>また、「見直し」といいながら京都議定書目標達成計画の個々の対策についての削減効果などについての見直しがなされていない。最終案では、具体的な政策と措置について導入目標、削減効果などが数値で示されるべきである。</p>

6 頁、 2. (2) 評価内容	「我が国の地球温暖化対策は前進していると言えるものの、現状では、総合的に見れば、対策が十分に進捗してうるとは言えない状況にあり、・・・対策の進捗は極めて厳しい状況にある」と記述するが、率直に京都議定書の第1約束期間の6%削減が現在の目標達成計画では不可能なことを記述し、抜本的な対策の導入が必要なことを明記すべきである。
7-8 頁、 3. (2) 排出量の見通しと不足削減量	「京都議定書の6%削減約束の達成のためには、追加的な対策・施策の導入が不可欠であることを示すもの」とするが、肝心の「追加的な対策・施策」について何の記述もない。「追加的な対策・施策」の内容とそれによる削減可能性について明記すべきである。
8 頁、 同上	「例えば」として、電力について、原子力設備の利用率の向上、火力発電の熱効率の更なる向上、京都メカニズムの活用、などで電気事業者の二酸化炭素排出原単位が20%低減されることとなり、2005年度実績から約6,600万t-CO <sub>2</sub> ～6,800万t-CO <sub>2</sub> (基準年度排出量の約5.2%～5.4%)に相当する削減効果が見込まれるとし、「その着実な取組が必要とされる」とするが、温暖化対策に逆行する石炭火力が増加していること、原子力設備の利用率の向上が極めて困難な状況にあること、を明記すべきである。そのうえで、電力部門で更なる削減が可能なことと、その目標を総量削減目標にすべきことを指摘すべきである。
10 頁、 1. 目標達成計画の見直しに当たっての視点	「6%削減のためには、・・・特に排出量の伸びが著しい業務部門・家庭部門の対策について、抜本的に強化することが必要」とするが、エネルギー転換、産業、工業プロセス部門と運輸部門のトラックや商用自家用車、民生業務部門などの産業関連部門が排出量の8割以上を占めており、産業関連部門の削減こそが6%削減の鍵を握っている。業務部門をはじめ産業関連部門にこそ抜本的に強化が必要なことを明記すべきである。
10-11 頁、 2. (1) <分野横断的事項>(自主行動計画の推進)	<p>基本的に自主行動計画を拡大・強化していく方向であるが、以下のような抜本的な改革をすべきである。</p> <p>自主行動計画ではなく、ドイツ、イギリスなどのEU諸国のように、政府との協定とすること。</p> <p>自主行動計画全体の目標を引き上げるとともに、全ての業界に対して、エネルギー消費量とCO<sub>2</sub>排出総量についての数値目標を義務づけ、原単位目標などを補完的な目標として併用すること。その際、原単位目標ではトップランナー方式を採用すべきである。</p> <p>削減目標と削減対策、その実施状況についての情報公開を</p>

	<p>すること。</p> <p>第三者機関によるモニタリングの義務づけと、その結果の公開。</p> <p>目標不達成の場合の、削減計画策定の義務づけと、直接規制の受け入れなどのペナルティ。</p>
11 頁、 2.(1) <分野横断的事項> (自主行動計画の推進)	<p>「未策定業種に対する自主行動計画策定の働きかけ」、「定性的目標の定量化等の促進」、「政府による厳格なフォローアップの実施」、「目標引き上げの促進」を記述したうえで、「原単位のみを目標指標としている業種は、CO2 排出量についても併せて目標指標とすることを積極的に検討すべき」とするが、前述のとおり、すべての業種にエネルギー消費量と CO2 排出総量についての数値目標を義務づけるべきである。また、エネルギー消費量と CO2 排出総量についての数値目標をもっていない業種についても明示すべきである。</p>
13 頁、 2.(1) <分野横断的事項> (地域の取組の強化)	<p>「地方公共団体について、・・・各地域において先進的な取組が促進されるよう措置すべき」とするが、地方公共団体に地域の温室効果ガスの削減計画を義務づけるべきである。また、促進されるべき具体的な「先進的な取組」について記述すべきである。</p>
13 頁、 2.(1) <民生(業務・家庭)部門関連> (住宅・建築物の省エネ性能の向上及び評価・表示の充実)	<p>住宅・建築物の省エネ性能のみについて記述するが、日本の住宅の平均寿命は 30 年で、イギリスの 4 分の 1 以下、アメリカの 3 分の 1 以下である。部材製造のために日常生活 10～20 年分のエネルギーを消費し、取り壊す時に平均 80 t もの廃棄物になってしまう。これからは長寿命、高耐用化を目指さず視点が必要であり、こうした観点から検討もされるべきである。</p>
14 頁、 2.(1) <民生(業務・家庭)部門関連> (国民運動)	<p>「『1 人 1 日 1kg』の温室効果ガス削減をモットーとして・・・」とされるが、「1 人 1 日 1kg」の削減は、約 17%の削減を意味する。こうした削減をすることは不可能に近い。CASA では毎年、300 人程度の環境家計簿活動を続けているが、努力しても平均では 2～3%の削減である。「具体的には省エネ機器の普及・促進、クールビズの定着、ゴミの減量、白熱球の蛍光灯への交換などを推進すべき」とするが、省エネ機器への買い換えは個別の機器では 10 年に一度程度で、ここにあげられている行動で「1 人 1 日 1kg」の削減は不可能である。そもそも国民に「1 人 1 日 1kg」の削減をいう前に、排出量の大半を占める産業界にも大幅な削減を義務づけるべきである。</p>

<p>14 頁、 2.(1) &lt;民生(業務・家庭)部門関連&gt;(機器対策)(省 CO2 効果の見える化)</p>	<p>「トップランナー基準の対象機器の拡大や目標基準値の強化、待機電力の削減などを推進すべき」こと、「製品等における CO2 排出量の表示等を進める」ことはいうまでもないが、消費者が省エネ機器を選択できるように現行の省エネラベルの強化・充実を図るべきである。現在の省エネラベルは、消費者が使用時の電気料金などの経済性について判断できるものになっておらず、改善が必要である。</p>
<p>15 頁、 2.(1) &lt;運輸部門関連&gt;(交通流対策・公共交通機関の利用促進等)</p>	<p>なによりも優先されるべきは、交通流対策よりも交通量の削減である。公共交通機関の利用促進、ロードプライシングなどを交通流の削減を主目的に設計すべきである。交通流の削減が、地域の大気汚染対策になることも記述すべきである。</p>
<p>16 頁、 2.(1) &lt;産業・エネルギー転換部門関連&gt;(新エネルギー対策の促進)</p>	<p>「費用対効果・安定供給面も勘案した上での再生可能エネルギー活用の検討」が論点とされているが、買取補償制度の導入とそれに伴う費用負担のあり方も論点として掲げられるべきである。</p> <p>ドイツなどの EU 諸国は買取補償制度の導入により、市民投資による再生可能エネルギーの普及が急速に進んでいる。日本の風力発電設備容量はついにベストテンから脱落し、世界一であった太陽光発電設備容量もドイツに追い越された。現在の RPS 制度は再生可能エネルギーの普及にとってかえってヒョウ区政になっており、買取補償制度を導入すべきである。</p> <p>バイオマス燃料については「その普及の促進必要」とされるが、現在の「バイオマス燃料の促進」については、2010 年のバイオマス熱利用量が原油換算で 308 万 kL とされ、輸送用エコ燃料については原油換算 50 万 kL とされており、そのうち 90%以上を輸入に頼るとされている。このことが、こうした需要を見込んで途上国で、原生林を伐採しパーム椰子を植えたりすることになり、そこに住む住民の人権侵害を引き起こしたり、森林破壊に繋がっている。また、砂糖や飼料の高騰の原因ともなっている。「バイオマス燃料の促進」については、「国産のエコ燃料の導入を最大限促進する」ことを確認するとともに、現在市民レベルで進められているのはなプロジェクトや廃油回収、減反や放棄された田畑の活用なども促進すべきである。</p>
<p>18 頁、 2.(1) 京都メカニズムに関する対策・施策</p>	<p>「今後、国内対策の効果を十分に精査して上で、必要なクレジットを取得することが必要」とされるが、安易な京都メカニズムの利用はすべきではない。京都議定書の運用ルールでは、京都メカニズムの利用は補完的とされていることを想起すべきである。温室効果ガスの削減は基本的に国内での政策と措置で</p>

	行うべきことを確認すべきである。
18 頁、 2. (2) (国内排出量取引)	排出量取引はあいかわらず「中期的な我が国の温暖化に係る戦略を実現するという観点も含め、・・・総合的に検討していくべき課題」としか位置づけられていない。キャップ&トレード型の国内排出量取引は、EU 域内で 2005 年から試行的に実施されており 2008 年 1 月から本格実施されることになっている。また、アメリカの東部・西部諸州や連邦レベルでの 10 本におよぶ法案の提出や、オーストラリアでも一部州での実施や連邦レベルでも議論が始まっていることなど、世界的に見てもすでに検討課題などではなく実践の段階に入っている。「検討課題」などではなく、第 1 約束期間の 6%削減に向けて、直ちに導入を検討すべきである。
19 頁、 2. (2) (環境税)	環境税についても、「真摯に総合的に検討を進めていくべき課題」としか位置づけられていない。環境税(炭素税)についても、欧州諸国では 1990 年頃から実施されており、これも検討課題ではなく実践の段階である。「検討課題」などではなく、第 1 約束期間の 6%削減に向けて、直ちに導入を検討すべきである。